

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川敷地占用許可準則第二十二第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

令和 8 年 1 月 1 3 日

北海道開発局長

1 都市・地域再生等利用区域

一級河川石狩川水系豊平川の河川区域内で別図に示す区域

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 占用の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、照明・音響施設等及び日よけとする。

(2) 許可方針

占用許可を受けることができる施設は、豊平川幌平橋地区を中心とした河川空間の利用促進及び地域活性化を目的として整備される施設とする。

3 都市・地域再生等占用主体

札幌市長

凡 例

都市・地域再生等利用区域(約13.0ha)

※ 自転車専用道路は都市・地域再生等利用区域に含まない

